

## 令和5年度第2回福島県男女共同参画審議会議事録

日時 令和6年2月8日(木)  
10:30~12:00

場所 福島県庁北庁舎2階プレスルーム

### ◎出席委員(敬称略)15名

伊藤 龍太、大越 香代子、何 敏、日下部 之彦、佐藤 暁美、佐藤 正紀、塩田 尚子、高羽 秀幸、高橋 準、高橋 宣博、藤野 美都子、松原 光、山浦 さとみ、横田 智史、鷺尾 一美

### ◎欠席委員(敬称略)5名

北村 育美、國井 隆介、樽川 千香子、鳴瀬 夕子、根本 重和

### ◎オブザーバー

福島県男女共生センター 金子隆司副館長

### ◎庁内関係部局

職員研修課 金澤啓一課長、災害対策課 箭内良次主幹兼副課長、文化振興課 戎谷 晃総括主幹兼副課長、生活環境部 坂井俊文企画主幹、保健福祉部 伊藤秀一企画主幹、こども・青少年政策課 岡田 雅子総括主幹兼副課長、子育て支援課 戸城陽子副課長兼主任主査、児童家庭課 水野賢一主幹兼副課長、雇用労政課 丹治貴子課長、観光交流課 山家謙一総括主幹兼副課長、農林企画課 大波秀和企画主幹兼副課長、農業担い手課 角田明子主任主査、土木企画課 遠藤龍馬副主査、義務教育課 原田博司主任管理主事、高校教育課 清水隆司主任指導主事、福島県警察本部警務課 紺野久美子企画第二補佐

### ◎事務局

鈴木竜次生活環境部長、中村英康男女共生課長、庄子睦子主幹兼副課長、八代博主任主査、岡部聡副主査、大塚蓉子副主査

## 1 開会

## 2 生活環境部長挨拶

## 3 議事

議事に入る前に、事務局から、委員20名中15名が出席し、「福島県男女共同参画審議会規則」第3条第3項に規定する定足数の過半数に達しており、本会議が成立している旨報告あり。

## (1) ふくしま男女共同参画プランの推進状況について

(藤野会長)

それでは、議長を務めさせていただきます。

始めに、議事(1)「ふくしま男女共同参画プランの推進状況について」ですが、あらかじめ委員の皆様から頂いた意見と対応案も併せ、事務局より説明願います。

(中村男女共生課長から、資料1により説明。資料3については各課より説明。)

(藤野会長)

ただ今の説明について、御意見、御質問等はございませんか。

(伊藤委員)

伊藤です。よろしくお願いします。

資料3のナンバー9に関連して、少し質問したいことがございます。私個人としても、県においてもパートナーシップ制度、ファミリーシップ制度についての導入の検討を進めていただきたいと希望しているところです。

その上で、パートナーシップ制度、ファミリーシップ制度の定め方、いろいろあって、県独自、県だけで完結するサービスにおいて、パートナーシップ・ファミリーシップを認めるという限定的なやり方も考えられます。また、その中で、男女共同参画プランに定めた内容で、理解促進を努めるというような内容を定める限度で、ある程度小さな範囲でやるのであれば、特段、他の市町村に強制力があるわけではなく、市町村の意向に特段配慮する必要性まではない。むしろ、県で独自に進むべき、採用すべきだと思ったことに関しては、県で採用した上で、他の市町村を引っ張っていくくらいの方向性に進めていくということもあるのかなと思っていたところであります。

その上で、この回答に見ているところでは、身近なサービスを提供する市町村の意向を丁寧に向っているということで、今検討している、そういう活動しているということではありますが、どういった観点から、市町村の意向を伺ってそれをどういう方向に活かしていこうと考えているのか、御説明いただければと思います。

(中村男女共生課長)

パートナーシップ制度を県が先行して検討を進めるべきという御意見ですが、他県でそういった形で進められているところもあることは承知しております。

行政サービスは、住民の方が県と市町村で区別しているということではなく、住民の方からすれば、行政サービスはある程度同じように受けられるよう考えていく必要があると考えます。例えば、公営住宅と一緒に入居することができるというサービスは、県営住宅は可能だけれども、市町村営住宅はどうか分からないということでもいいのか、と考えると、県だけ進めればいいのかということではないかと思えます。市町村がやらないから県がやらないという意味ではなく、歩調を合わせて、理解を深めながら、進めていき

たいと考えています。

市町村の意向確認につきましては、各市町村の担当課にパートナーシップ制度の導入の意向を聞くアンケートを行い、お考え等を伺っています。導入するという考えの市町村については、個別に具体的な話をお伺いし、確認しております。

(伊藤委員)

ありがとうございました。

ある程度混乱をきたさないようにするということと、住民サービスの公共性というところを重視して歩調を合わせて、検討していただいているところかなと理解いたしました。個人的な意見になってしまうのかもしれませんが、そういったところで、市としてのサービス、県としてのサービス、県でパートナーシップを導入したときに、そこで差が生じた際に、そこである種、ちょっとした混乱が生じたとしても、その際に、市として導入していないということが、それがいいのかどうかというようなところで、考えるきっかけにはなるのかなと。それでも市としては導入しないということであれば、それはその一つ選択だと思いますが、ある種、多少の混乱が生じたとしてもそれは悪い混乱なのか、前向きなことで、考えていくきっかけになるものではないのかなと思っております。そのような違いが生じることについてあまり後ろ向きになっていただいてほしくないなと思っているところであります。

(藤野会長)

この点、私から質問させていただきましたが、県には、制度導入も前提で、枠組みを作って、県内の市町村に積極的に働きかけるという取組をしていただけないかと希望しております。

市町村の準備を待っているのは、東北でも既に遅れをとっている状況ですから、全国、全体でも遅れをとりかねない状況なので、やはり県がリーダーシップを発揮して、導入という前提で働きかけをお願いできればと思っております。

(高橋副会長)

同じ意見についてですが、県内のアクターは市町村だけではなくて、企業等もございます。企業は企業で慶弔休暇等を同性パートナーに対して認めるのかどうかということもあり、そういうときにどこを参照するのかということ市町村というよりはむしろ、県なのではないかなと思います。地域を大きく管轄する自治体として、県で施策を進めていただいた方が、影響力が強いのかなと思っております。もちろん一番は国なので本当はそこに働きかけていくべきだし、そういった取組も必要だと思いますが、一番影響力の強いアクターとして県にはより一層の積極的な姿勢を求めたいなと思っております。

(中村男女共生課長)

県が制度導入を前提で、リードをする形で進めていくべきという御意見につきましては、県として取り組むべきは理解増進が第一かと考えております。そのために、冒頭の

生活環境部長の挨拶にもありましたが、職員を県内の小学校、中学校、高校に派遣して、出前授業の形で多様な性についての授業を行い、理解を広める取組を行っています。また、市町村が理解する働きかけにつきましては、昨年度に「多様な性に関する職員ハンドブック」として、言葉の意味や、対応上の留意点等をまとめた冊子を作成しました。これは、県職員向けに作成したのですが、ホームページに公開しています。市町村の方のお話を聞くと、これを全職員で共有して参考になったというような、お褒めの言葉もいただいております。こうした理解を一つ一つ積み重ねていき、その先にどういう制度を考えていくのか、という議論になっていくものと感じております。理解をしっかりとしていくことを土台にして、どういう施策を講じていくべきか、議論を進めていきたいと考えております。

高橋委員の御意見のとおり、民間企業の取組に対応していくという点も大事な視点でありますので、そうした状況もしっかりと踏まえていきたいと考えております。

(高橋宣博委員)

この問題は非常に重要な問題になってきていると私どもも思っております。そういう中で、市町村の意向と言われましても、正直申し上げますと非常に難しいです。

既に児童生徒の中にも、現にそういった事案が発生しておりますし、そういう子どもたちを見守りながら自治体としても対応はしております。これからそれぞれの市町村において、3月議会を迎えることとなりますけれども、既にこの問題について多くの議員が取り上げてくるという状況下にあります。そういう中で、隣接している伊達市が先駆的に取り組んだことによって、よりこの問題がクローズアップしてきております。

自治体を越えると全然その効力を発揮しないという現状もあるため、今後、県がもう少し中心となって、この問題に対する一つの方向性を示していただきたいという思いを町村議会としては持っているはずだと思うので、ぜひよろしくお願いをしたいと思えます。

(中村男女共生課長)

市町村で実際に住民の方に対する様々な御対応について、お話いただいたような対応をやっていかねばいけないという現実があると思います。学校教育の現場でも、性的少数者の児童・生徒に対する対応もされているかと思えます。

パートナーシップ制度につきましては、県が広域的にという視点で考えると、県の境を越えたらどうなるのかという見方もあり、そうした場合、他県の例では自治体同士が協定を結んで相互利用を可能にしているところもあり、いろいろな視点があるかと思えます。

県の方で議論をリードしてという御意見については、しっかりと受け止めたいと思えます。

パートナーシップ制度を導入するという視点だけではなく、LGBTを含む多様な性に関する理解増進を地域の中でしっかりと根づかせていくという視点も、あろうかと考えております。

県で導入したら市町村の行政サービスでも対応が進んでいくのかというところも、市町村のお考えも伺って、住民行政の最前線で対応されている市町村の理解を得ながら、

行政サービスとしてやっていけるのかどうかについても議論をしていきたいと考えております

(横田委員)

横田と申します。実は先ほど、福島市のパートナーシップの答申を市長にお渡ししてきました。今日、明日のメディアで見ただけであればと思います。パートナーシップに関しては藤野議長がずっと代表で伝えられてきていて、我々もこうやって、静かには聞いているものの、何か憤りすら感じるぐらい実は福島県が進まないという事を皆感じています。

やはりパワーバランス的に県がリーダーシップをとって、自治体に下ろし、行政サービスの内容自体は、各自治体によってできること、できないこと、分かれてくると思いますので、それらの検討段階に入ったときにといい、まずは導入する意思があるのかどうかというところの確認を議長はずっとされていると思います。それに対する明確な回答が未だに、半年、一年たっても得られていない。取り入れられない理由はもう少し明確に、こういう理由、この点で取り入れられていませんという、言いだしがやっぱり必要だと思っています。

それともう一つが、学生向け、子どもたち向けに出前授業等を行ったとしても、若者はこの多様性の尊重や理解に対して、もう当たり前前の感覚を持っています。我々、おやじ世代とか、この世代より上が多様性の理解についてもっと学ばなければいけない。議論の矛先がミスリードというか、ずれているなど僕は感じています。大学生と直接話をしましたが、特段、性の多様性への理解について、大人が理解してくれたらもっといいのに、という答えしか返ってこないです。リアルな当事者の声が我々に向けた声であって、大人が何で動いてくれないのかというメッセージだと思います。なので、子どもたちに理解促進というよりは、我々がどのように理解を進めていくかを、県がリーダーシップをとっていかなければならない。全国の自治体から遅れているレベルではなくて、もう、福島、宮城、島根とかですね、やってないのは、3県ぐらいです。ほとんど全国的にも導入されていて、というところがあるので、やはり本気になって、もう一度、考えていかなければいけない。何のための審議会なのかというところをもう一度、見直さないといけない。今の回答だと、この審議会でもなくとも得られる回答なのではないかなと、僕は感じましたので、もう一度、県としての方向性をお願いしたいなと思います。

お伺いしたかったのが、市町村へのアンケートの実施は既にされている段階ですか。これからしようと思っていて、いつまでにして、いつ回収で、その結果をもってどうなっていくのかの先の展開まで示唆していただけると、県としてこういう流れで動いているなということがよく見えてくると思います。一年前からこのパートナーシップ制度・ファミリーシップ制度で、伊達市が進んで東北の中では盛岡がフロントランナーとして走って、後発として福島市がようやく出てきて、水面下で南相馬市等も動いているという話も僕の中に入ってきています。そういった中で、点ではなくて面で、市町村主導型のものが動き始めていとなると、もうやらざるを得ない状況というのが、市町村にこれを投げちゃっている状態がいいのかどうか、というのは僕もやはり感じています。

県としてのポジションから発信されていくことに、やはり大きな意義があるのではないかと感じています。

まずはやろうとしている、やろうとしていない、やろうとしていたら、何をいつ、ど

のようにやろうとしているのか、いつパートナーシップ・ファミリーシップを導入する方向でいるのかといったところも、この回を重ねるごとに進んでいる感じがあればいいのですが、もうやらないならやらないという回答が出てくればいいんですけど、どちらも回答が出ないままずっとこれを引っ張っている。藤野会長がここに出さざるを得ないというような状況をずっと見てきて、我々の声を代表で会長がおっしゃっていただいているので、みんな多分、同様に感じているのではないかなと思っています。その辺をもっと、強いリーダーシップで、サービスの内容自体は、やはりその次の段階だと思います。まずは当事者が、福島県でどこでも住める、通常感覚、普通だと言われる、当たり前前の感覚で、暮らしができる、その土台を作らなければいけないのではないのかなという思いも含めてお話させていただきました。

(中村男女共生課長)

県としてどうなのか、というところにつきましては、県では、今の時点で、パートナーシップ制度について具体的に進めるという段階ではないという状況でございます。今は、先ほど出前授業のことを話しましたが、それだけではなく、男女共生センターでLGBTの当事者の方をお招きした講演会やセミナーの開催、男女共生センターにおけるLGBTの方の悩みを電話相談で受ける相談事業などを実施し、理解醸成を図っている状況でございます。

また、他県の事例についてですが、都道府県として導入しているところは、47のうち21です。この1月から山形県でも導入が始まっています。全国の状況としては、増えてきているという状況でございます。

そういった周りの状況をしっかりと捉えながら、また、県として理解醸成を図っていったその先に、パートナーシップ制度という形で行政サービスを提供していく制度を作っていけるかどうかというところを、段階的に、世の中の状況を見ながら検討していきたいと考えております。

(横田委員)

ありがとうございます。本当にお願ひしたいのは、理解の促進を、具体的に県民の何割が理解してくれたらみたいなものは難しいと思います。こういったものはどんな制度を構築して発信したとしても、必ず反対する者はいるし、理解が出来ない人もいます。その中で、県として、やっていくのかやっついていかないのかという、これを示してほしい。

県がやるのであれば、他の制度もそうですけど、誰も何も言えず、却下されることってほぼないです。その中でやれる方法をみんなで考えていくという、そこに向かっていくはずですので、導入していくのかいかないのかを知りたい。

理解促進は男女共同参画でなくても、この議題全てにおいても、何かの議題に対して、「俺はこんな納得いかない」みたいな人もいれば、「よく言っていることがわからない」というような反対派もいるわけです。でも県としてこういう形でやっていくとなれば、福島県はその方向に行くんだなというリーダーシップがあれば、「じゃあ福島に住んでいる以上、それに合わせて、理解促進のために努めていこう」というのが、その出前講座の派遣講師辺りを中心に県民に伝わるよう、啓蒙活動していく。じゃあその方法は何かを掘り下げていくとそういう活動になってくると思います。

まず、理解促進はやります、でも理解促進があって、どこまでが理解促進なのかというそれはどうやって計って、どの段階になるということが、どうやって明確になるのかなというのが疑問です。

トップメッセージでやるのかやらないのかみたいなのをどこで出していくのか知りたい。

この議題がおそらく、ずっとこのままが残るのかなと思ってしまいます。次の会議も次の会議もおそらくパートナーシップ、ファミリーシップの議論が残る。福島は、伊達市が先行で発信してくれたおかげで、逆に福島はそこに事実婚まで取り入れた制度設計というのが可能です。

それを逆に踏まえて、県として、福島市、伊達市にリサーチして、どういう流れで、例えば反対していたと思うが、どのように進めていったのかな、というようなむしろ上の立場から聞けるのではないかなと思っております。

中村課長はどのように感じますか、このパートナーシップ・ファミリーシップ制度に関しての考えとか、性の多様性への考えに関して。逆に、進めていきたいけれども、このポジションだと難しいとか、そういったところを教えてください。

(中村男女共生課長)

県として、今時点でパートナーシップ制度に向かうというところに至っていないのが現状です。今、委員からお話のありましたとおり、伊達市や福島市の取組、そして、南相馬市は5月の制度導入に向けて現在パブリックコメントを実施しているということも承知しております。

そういった状況の中で、実際に地域社会の中でどのように受け入れられていくのか、住民サービスとしてどのようにやっていくのかということ、しっかりとリサーチしながら考えていきたいと思っております。

(藤野会長)

この点ですけれども、一つは、先ほど市町村の男女共同参画の事業一覧というものがありませんでしたが、まだまだ、そういう事業自体の実施も難しいという市町村も多い中で、市町村の動きを待っては、いつまでたっても、という状況になってしまうので、県としてリーダーシップを発揮していただきたいと思っております。

委員の皆様から異論がなければ、この審議会として、県にパートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入に着手していただきたい、という意見を審議会として出したいと思っておりますがいかがでしょうか。

(委員一同)

異議なし

(藤野会長)

では、審議会から、ぜひ県の事業として取り組んでいただければと思います。

今、福島県では若い世代の県外流出が問題となっていますが、やはりこの制度がないということは、県に理解がないというメッセージを強く与えてしまっています。若い人たちに対して、いろいろな人たちがこの地域に住んでもいいよというメッセージを積極的に県から発信するというのも大事だと私自身は思っています。

ここで安心して生活できるということが分かるようなメッセージを強く発信していくということが福島県は足りないかと思っておりますので、この制度だけではありませんが、いろいろな人たちを包容力ある県として受け入れているというメッセージを発信することができるようになればと思っております。

このテーマは私が非常にこだわっているというところもあり、長くなってしまいましたが、他の点につきまして皆様御意見ございませんでしょうか。

(高橋副会長)

資料の件です。市町村の議員の数、比率、名前等まで掲載されていますが、ちょうど統一地方選があった年ですので、議員さん新しくなっていると思います。資料は4月1日現在の数値なので、今後、次は4年後ですがそういう年は御配慮いただきたい。

7番のところで質問です。高校と中学校の混合名簿の導入のお話ですけども、以前この場で、県の方から、政府の管理のシステムが導入されたのでそれが男女混合だから100%になりますという話をされました。そうすると高校ではもう先行して、全校でそういう話が進んでいるわけですので、保健体育とか健康診断という理由ももちろん配慮しなければならない話ですけども、こういった高校での経験は中学校の方に伝わっているのかなというのが、気になったところです。それから、87.6%という数値は地域的な偏りがあるのかどうかということがもし分かれば教えていただければと思います。

例えば県北で高いとか低いとか、あるいは市町村とか、ということが分かれば教えていただきたい。それから高校では、県の方で一括導入されたのでそういう生徒の名簿管理のシステムが入ったと思うのですが、そういったものは、例えば小学校、中学校にはいかないのでしょうか。管轄が違うから難しいと思うのですが、分かる範囲で教えていただければと思います。

(原田義務教育課主任管理主事)

まず、高校で導入されたシステムという御発言がありましたが、これは更新システムのことを指していると思われまます。県立高校に関しましては統一した業務支援システムを導入し、名簿、学習状況や、出席状況等を一元管理するという形となっておりますが、小中学校の導入は進んでおりますが、導入するソフトウェアであったり、システムであったりというのは市町村の選択となっております。

そちらの方の導入率、導入状況につきましては、別の調査で行っておりますが、担当課が違いますので明確にはお話しすることはできませんが、例年、導入の市町村は増えております。県立での導入をお手本にいたしまして、市町村の導入も検討していきたいと思っております。

それから地域の偏りに関しましては、この手元に実施した回答状況とのデータがございませんので、こちらは担当者に伝えまして、次回以降お示しすることはできるかなと

思います。

三つ目の県立の導入をということに関しましては先ほど申し上げたとおり、県立の導入の状況、効果を踏まえまして、市町村へは情報提供という形ではありますが、共有を図りたいと考えております。以上でございます。

(高橋副会長)

システムの話は何種類あるとかそういう詳しくなくてわからないのですが、大体導入されると、混合になってしまうという、そういう理解でよろしいでしょうか。

(原田義務教育課主任管理主事)

そういうわけではなく、名簿を作っているということでありまして。市町村の方でも各学校の状況は、システム上で把握しているということです。システムを導入すれば自動的に男女混合になるというわけではありません。

(藤野会長)

今、地域の偏りについてのデータに関しては今後というお話がありましたが、男女共同参画プランがどこに作られたのかということが一目で分かるような地図を県で作成していたと思いますが、同じようなものを、中学校のどこが抜けているのかというのが分かるような資料を作って、それをもって導入していないところに働きかけていただけるといいなと希望します。

(佐藤暁美委員)

佐藤と申します。127ページのプラン策定状況についてですが、県内は58市町村でプランが策定されており、これは県からのいろいろな働きかけがあつて、やっとここまでプランが作成されてきたという経緯があるかと思えます。ただ、プランができたとしてもプランで終わりではないかと思えます。その次のページに22市町村にしか審議会がない。それから、事業についてもせつかくプランがありながら、事業を行っていないという市町村もあるかと思えます。そういう状況を変えていく必要があるかと思えます。せつかくプランがありながらプランを実効性のあるものにしていくためには事業を実施していくことが必要だと思えます。何の事業もなされないというのでは、男女共同参画を地域に浸透させていくと言いつつも、なかなか難しいのではと思えますので、事業を実施していない市町村への働きかけをどうしていくのかお伺いしたいと思えます。

(中村男女共生課長)

委員からの御指摘は、今の大きな課題だと認識しております。令和6年度はしっかりと力を入れていきたいと考えております。

どうやって事業を実施していただくかということで、市町村の方にとすると、例えば、

公民館事業で、住民の方のニーズを踏まえてこういう事業をやりたいと考えられて、事業としてしっかりやっていただいているかと思います。そこに、男女共同参画のテーマで事業を実施していただくには、住民の方に関心を持ってもらえるようなプログラムを提案したり、あるいは、講師を呼ぶときの謝金など費用の負担がネックになるのだとすれば、県から講師の方を派遣するというような事業を継続して実施していますので、市町村の担当の方に、よくお知らせをしながら取組みたいと考えております。

また、年に2回、市町村の担当職員の方を対象に研修会を実施しています。今月開催したのですが、そのときにも、男女共同参画事業を市町村事業として行っている市町村の方に事例を発表していただきました。こういう事業をやって、ここは県や男女共生センターの事業を使って実施したという事例を発表していただいて、それを皆で情報共有するようなことも継続的にやっていきたいと考えております。

(佐藤暁美委員)

担当職員の方も変わるとお思いますので、ぜひ毎年実施していただければ、それだけ浸透していくのかなと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

(藤野会長)

その他、皆様の方から御意見、御質問ございますか。  
よろしいですか。

## (2) 令和6年度当初予算(案)(ふくしま男女共同参画プラン関連)について

(藤野会長)

それでは、次の議事に移ります。議事(2)「令和6年度当初予算(案)(ふくしま男女共同参画プラン関連)について」について、事務局から説明願ひます。

(中村男女共生課長から、資料2により説明。)

(藤野会長)

ただ今の説明について、御意見、御質問等はございませんか。

(日下部委員)

商工会議所連合会の日下部と申します。

ふくしまで輝く女性活躍促進事業の中で、アンコンシャス・バイアス関連の啓発物を作成すると。これは前から作成しているものでしょうか。

我々の経済団体でもまだ見たことがなかったものですから、そういうものがあれば企業や経営者の皆様に会議の時にお配りするという事もできるので、ぜひお願ひしたい

。いろいろな講演会の講師の派遣なども、そういった支援の制度があれば、ぜひそれを通して、企業の皆様に周知していききたいなと思っておりますので、よろしく願います。

(中村男女共生課長)

アンコンシャス・バイアスの啓発冊子は、令和6年度に新しく取り組むものでございます。完成したのにつきましては、多くの方に見ていただけるように、また、関連する研修会やセミナー講師派遣につきましても、ぜひ、経済団体の皆様へもお知らせして、連携して取り組めたらと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(藤野会長)

その他、皆様の方から御意見、御質問ございますか。  
よろしいですか。

ただいま、令和6年度のプラン関連の事業について御説明いただきましたけれど、先ほどのところで出ました、パートナーシップ制度等の導入について、来年度、具体的に取り組んでいただければと思います。

他になければ、次の議事に移ります。

### (3) その他

(藤野会長)

それでは、次の議事に移ります。議事(3)「その他」について、事務局何かありますでしょうか。

(庄子主幹)

ございません。

(藤野会長)

以上となりますけれども、今日御出席の委員の皆様から御質問、御要望、御意見等あれば、最後にお伺いしたいと思います。

(鷺尾委員)

鷺尾と申します。

意思決定あたりの各種団体の場で、女性の参画がものすごく少ない。これは昔からですけれど、とても難しい話だとは思いますが。各種団体、商工会さんもいらっしゃいますが、商工会の他に、女性会というものが分かれて存在していると思っておりますが、それはど

うして分かれているのかなというのが、ここ数年思うところがあります。一緒にできないのか、もしくはこの審議会のようにいずれの性も40%を下回らないというところを考えたときに、その長だけではなくて、副も、その各種団体に参画してもらい、そして、女性の割合を上げていく、女性会という区別をしない、そこは、難しい話なのではないでしょうか。

(藤野会長)

県としてはお答えにくいかもしれませんが、何かコメントはございますか。

(中村男女共生課長)

おそらく、これまでのいろいろな歴史的な経緯の中で、女性会というのが団体として組織されているかと思えます。いろいろな集まり方がありますが、そういう中で、これから先、意思決定の場に女性も男性も参画することが当たり前になる社会をつくっていくという意識を広げていきたいと思えます。

(藤野会長)

その他、何か意見等ございませんか。

(大越委員)

連合会福島の大越です。

女性の参画というところの部分で、例えば人事や委員を決めるという場でよくお聞きするのが、決める会議の中に女性がいない、男性だけで決められているというところがまだまだあると思えますので、そういった人事の部分での人事委員会ですとか、役員選考委員会等の人事・委員を決める決定の場に、まずは、3人以上女性の委員を設ける。女性のどなたでも縛りを設けずに、とにかく数がないことには、議論の中に女性の意見・視点が入らなくなるとよく言われます。女性が1人だけでは、委員会・会議の中で発言が難しい環境ですし、意見出来ない。

人事の部分に意見するというのは大変難しい状況があると思えますが、人事院勧告・役員選考委員会、役員推薦委員会等の場に、まずは女性を3割入れるというところで、また参画状況が変わってくるのかなと思えます。県の男女共同参画について、沢山の施策を実施いただき、本当によくやっただいていると思えます。できない、難しいにフォーカスしたり、反対ではなく、どうやったらできるか、というところで議論を進めていただければと思います。できるだけ早く意思決定の場に、女性が参画しやすい仕組みづくりの視点を向けていただきたい。

また、今回もジェンダーの部分で議論されていましたが、パートナーシップ制度が導入できないことの難しさとか、確かにあると思えますが、県内各地域、会社、職場、家庭におけるジェンダーバイアスの強さが、まだまだ残っている。それが今、福島県にお住まいになっている皆様の生きづらさにも繋がっているのかなと思えます。そういった事が、若年層・女性の県外流出にも繋がっているとの分析結果があって、男女共同参画

・ジェンダー問題は、いろんな問題に多岐にわたって影響していると感じております。そこが解消されるように、県としても引き続きご支援いただきたいと思っております。

(塩田委員)

塩田と申します。

学校の校長先生とか、教頭に占める女性の割合の目標値が低過ぎるのではないのでしょうか。

男女の比率、先生の数を見て、その比率で目標を決めたほうがいいとまでは言わないですけれども、もう少し目標なので、高いところに置いてもいいのではないかと。なぜこのような目標なのでしょう。

もう一つは、DVとか、いじめとかの資料が載っていましたが、被害者に対するフォローというのはすごくいっぱい考えられていて、やっているというのは分かりますが、被害を出さないための加害者へのフォローというか、例えば、加害者は必ずカウンセリングを受けなきゃいけないとか、被害を出さないための方策というものを少し考えてもいいのではないかと思います。

(藤野会長)

68ページの目標値のところですね。初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合について、校長は13%、副校長・教頭が15%という目標値となっています。これについてコメントございますか。

(原田義務教育課主任管理主事)

目標値に関しましては現状を踏まえて、決定した数値にしておりますので、委員のおっしゃるとおりだと思いますので、委員の御意見を参考にしながら、今後目標値について検討していきたいと思っております。

(藤野会長)

DV加害者側へのアプローチについては何かコメントございますか。

(中村男女共生課長)

DV対策に関しては、委員の御意見を参考に、検討してまいりたいと思っております。

(藤野会長)

それでは、本日、予定している議題は以上です。

事務局の皆様は、本日、委員の皆様から出されました意見を今後の取組に反映していただければと思います。

それではこれで議長役を終わりとさせていただきます。

御協力ありがとうございました。

(庄子主幹)

それでは以上をもちまして、令和5年度第2回福島県男女共同参画審議会を閉会いたします。

長時間の御審議ありがとうございました。